第13期東京都住宅防火対策推進協議会(第1回)の実施結果について

1 協議テーマ

「迅速な火災通報制度による被害の低減について」

2 開催日時

平成28年9月21日(水) 14時00分から16時00分まで

3 開催場所

千代田区麹町六丁目6番地 スクワール麹町 5階 寿の間

4 出席者

別表とおり

- 5 議事概要等
 - (1) 会長の選出

第13期東京都住宅防火推進協議会会長は、東京理科大学大学院、国際火災科学研究 科教授、関澤愛委員に決定した。

(2) 会長代行の指名

会長代行は、公益財団法人市民防災研究所、理事、池上三喜子委員に決定した。

(3) 運営要綱の承認

第13期東京都住宅防火推進協議会運営要綱の案について各委員から承認を得た。

(4) 議事

ア 第13期東京都住宅防火対策推進協議会のテーマ設定の背景について(資料1及び資料2)

- イ 現在の火災状況及びこれまでの取組について(資料1及び資料2)
- ウ 迅速な火災通報の必要性について(資料1及び資料3)
- エ 自動通報制度の現状と検討の方向性について(資料1及び資料4)
- (5) その他

議事録については別紙のとおり

第13期東京都住宅防火対策推進協議会(第1回)次第

1	開一会
2	防災部長あいさつ
3	委員紹介
4	会長選出
5	会長あいさつ
6	会長代行の指名
7	運営要綱の承認
8	議事
(1	第13期東京都住宅防火対策推進協議会のテーマ設定背景について(資料1、2)
	・ 現在の火災状況とこれまでの取組みについて(資料1、2)
	(4) 迅速な火災通報の必要性について(資料1、3)
(2) 自動通報制度の現状と検討の方向性について(資料1、4)
(3	3) その他

9 閉 会

配布資料

- 第13期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿
- 席次表
- 第13期東京都住宅防火対策推進協議会運営要綱
- 資料1 第13期東京都住宅防火対策推進協議会(第1回)の検討概要について
- 資料2-1 1 テーマの設定背景について(1) 現在の火災状況
- 資料2-2 (2) これまでの取組み
- 資料2-3 (3) 住警器の設置効果
- 資料3 2 迅速な火災通報の必要性について
- 資料4 3 自動通報制度の現状と検討の方向性について

第13期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

(50音順)

	氏			名	職名等				
委員	池	上	三喜	子	公益財団法人市民防災研究所 理事				
委員	磯	谷	泰	江	東京都民生児童委員連合会 常任協議員				
委員	市古太郎			郎	首都大学東京 都市環境科学研究科 准教授				
委員	小 川 勉		勉	一般社団法人 東京防災設備保守協会 保守営業部 営業企画担当部長					
委員	尾	尾作理惠			町田防火女性の会 会長				
委員	門 倉 徹		徹	東京消防庁 参事兼防災部防災安全課長					
委員	ЛП	上	克	巳	一般社団法人 日本火災報知機工業会 専務理事				
委員	坂 田 早 苗 東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課長								
委員	鈴	木	木 孝 雄 東京都町会連合会会長						
委員	関政彦		彦	東京消防庁 防災部長					
委員	関澤		愛	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授					
委員	髙	宮	宮 恭 一 東京消防庁 防災部副参事 (地域防災担当)						
委員	竹	内	則	夫	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長				
委員	土	屋	利	秋	株式会社 アール・エス・シー 常務取締役				
委員	戸	谷	彰	宏	宏 東京消防庁 予防部防火管理課長				
委員	西	脇	誠一	郎	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長				
委員	濱	谷	規	夫	一般社団法人 電気通信事業者協会 企画部長				
委員	平	田	京	子	日本女子大学 家政学部 住居学科 教授				
委員	細	Щ	克	昭	清瀬市 健康福祉部 高齢支援課長				
委員	油	井	教	子	江東区 福祉部 介護保険課長				

第13期住宅防火対策推進協議会(第1回)席次表

平成28年9月21日 (水) スクワール麹町 (寿の間)

		他上 委員 (公益財団法人 市民防災研究所 理事)	 関澤委員 (東京理科大学大学院	市 古委員 (首都大学東京 (首都大学東京		
		0	0	0		
小川委員 (一般社団法人東京防災設備保守協会 保守営業部 営業企画担当部長)	0				0	鈴木委員 (東京都町会連合会会長)
土屋委員 (株式会社 アール・エス・シー 常務取締役)	0				0	磯谷委員 (東京都民生児童委員連合会 常任協議委員)
濱谷委員 (一般社団法人 電気通信事業者協会 企画部長)	0				0	尾作委員 (町田防火女性の会 会長)
関委員 (東京消防庁 防災部長)	0				0	坂田委員 *代理 石坂課長代理 (東京都福祉保健局 高齢社会対策部在宅支援課 課長)
門倉委員 (東京消防庁 参事兼防災安全課長)	0				0	西脇委員 (東京都福祉保健局 障害者施策推進部地域生活支援課 課長)
戸谷委員 (東京消防庁 予防部 防火管理課長)	0				0	油井委員 (江東区 福祉部 介護保険課長)
髙宮委員 (東京消防庁 副参事(地域防災担当))	0				0	細山委員 (清瀬市 健康福祉部 高齢支援課長)
		0	0	0		
	7	(東京消防庁防災部防災安全課	(東京消防庁防災部防災安	局 (東京消防庁防災部防災安全課 (東京消防庁防災部防災安全課		
		福全 祉 係 長)	担全 当課 係 長)	担全 当課 主 任		
傍聴者席		<u>K</u>	<u>K</u>	上)		事 34 H 7 14
0 0						事務担当者
		出,	 入口			

第13期東京都住宅防火対策推進協議会運営要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京消防庁防災安全に関する規程事務処理要綱第25、2、(1)に基づき、第13期東京消防庁住宅防火対策推進協議会(以下「協議会」という。)の運営に関する事項について定めるものとする。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 迅速な火災通報制度による被害の低減について
 - (2) その他住宅火災予防対策の推進上必要な事項に関すること

(委員の任期)

第3条 委員の任期は平成29年3月31日とする。

(会議等の公開)

第4条 協議会、並びに会議に係る資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、議事の円滑な進行に支障が発生すると予想される場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年9月21日から施行する。

資料1

第13期住宅防火対策推進協議会(第1回)の検討概要について

テーマ:「迅速な火災通報制度による被害の低減について」

近年の住宅火災の状況を見ると、死者の約7割が高齢者であり、これまでも様々な火災予防対策を検討し推進してきた。住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の普及率も高まり、早い発見による被害低減が確認されている。一方で、住宅火災による死者発生時の状況に目を向けると、約3割が就寝中であり、早い発見、通報が困難な状況であったと推測される。このことから、早い発見を早い通報につなげるための検討が必要となっている。

1 テーマ設定の背景について

- (1) 現在の火災状況 資料2-1
 - 住宅火災の件数は減少傾向にある。
 - 住宅火災の死者は減少傾向にある。
 - ・高齢者の死者数はほぼ横ばいで、高齢者率は高まっている。

(2) これまでの取組み 資料2-2

- 〇 火災予防対策
 - ・第11期住宅防火対策推進協議会における提言 従来の広い注意喚起の限界を踏まえた対象を絞り込んだ対策
 - ・第12期住宅防火対策推進協議会における提言 高齢者が火災を起さないための環境作りに必要な支援
- 起きてしまった火災に対する被害低減対策
 - ・住警器の設置促進

(3) 住警器の設置効果 資料2-3

- ・住警器の設置率は年々高まっている。
- ・住警器設置により早期発見につながり、被害の低減が図られている。



早期発見による被害の低減が図られている

2 迅速な火災通報の必要性について

住宅火災による死者の傾向 資料3

- 住警器設置別:設置していても住宅火災による死者が発生している。
- 住宅火災による死者発生時の状況:約3割が就寝中であった。
- 出火から覚知時間:死者が発生した時の方が時間を要している。
- 通報者の状況: 死者が発生した火災では居住者の割合が少なく近隣者の割合が 高い。
- 消防隊到着時の状況:死者発生時の8割以上の火災が延焼拡大している。

■早期発見を迅速な通報につなげる仕組みが必要

3 自動通報制度の現状と検討の方向性について

東京消防庁における現行の火災通報制度について 資料4

〇 自動通報制度とは

根拠:火災予防条例第61条の2

○ 現行の通報制度の概要

一般住宅

直接:<u>緊急通報システム(救急)</u> 火災安全システム(火災)

即時(代理):緊急即時通報(救急)

一般住宅以外

直接:有人・無人直接通報(火災)即時(代理):即時通報(火災)

- 〇 検討の方向性
 - 現状を踏まえた仕組みの構築
 - 利便性の向上

4 今後の予定

(1) 第2回

検討内容 具体的な制度概要について 開催時期 平成28年12月下旬

(2) 第3回

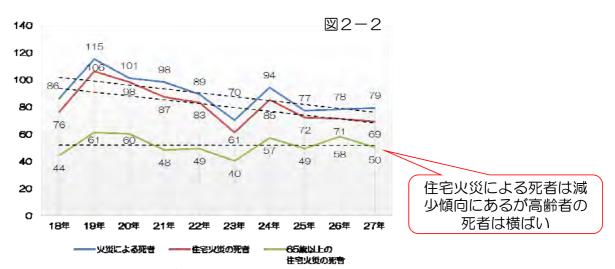
検討内容 報告書とりまとめ 開催時期 平成29年2月下旬

第13期住宅防火対策推進協議会のテーマ設定背景について

(1) 現在の火災状況



最近10年間の住宅火災件数等の推移



最近10年間の住宅火災による死者数の数等の推移



最近5年間の住宅火災による死者数と高齢者の割合

(2) これまでの取組み

火災予防対策

第11期住宅防火対策推進協議会

- ・従来の広い注意喚起の限界を踏まえた対象を絞り込んだ対策
- ⇒火災調査データにより明らかになった、死者発生3大要因「たばこ」、「こんろ」 「ストーブ」火災に対象を絞った火災予防対策の推進

第12期住宅防火対策推進協議会

- ・高齢者が火災を起さないための環境作りに必要な支援
- ⇒総合的な防火防災診断の充実強化



- 住宅火災の死者発生3大要因の減少による被害低減
- ・ 火災を起こしにくい住環境づくりによる被害の低減

起きてしまった火災に対する被害低減対策

住警器の設置促進・維持管理

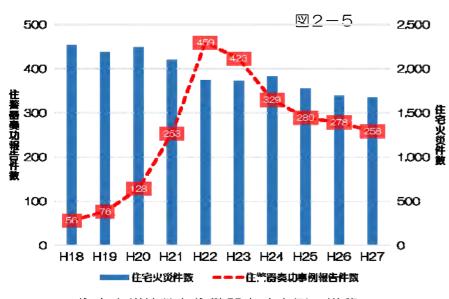




早い発見⇒早い通報⇒早い避難⇒被害の低減につながっている

(3) 住警器の設置効果(平成27年中)

住警器の奏功状況



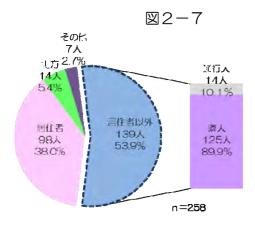
住警器がなければ被害が拡大して いた可能性が高い 仝烷 半烷 3件 1件 1,2%_0,4% 図2-6 部分焼 21件 火災に至 8.1% らなかっ た事例 ぼや 133件 100件 51.6% 38.8%

n=258

住宅火災件数と住警器奏功事例の推移

焼損程度別奏功事例

平成27年中における住警器の奏功事例の焼損程度別では、火災に至らなかった事例が133件(51.6%)と約5割以上を占めています。また、火災に至った事例についてもぼやが100件(38.8%)と約4割となり、住警器による火災の早期発見の効果が表れています。

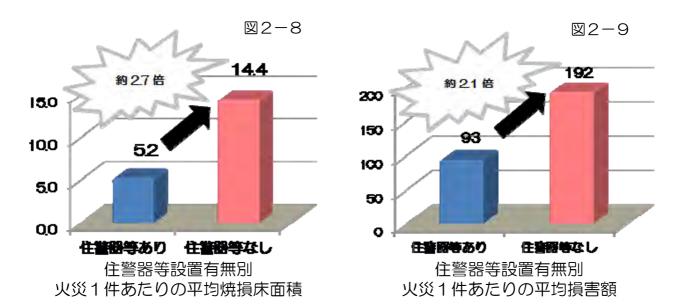


住警器の鳴動に気付いた人

鳴動に気付いた人を見てみると、居住者以外、特に隣人からの通報が約半数で、居住者を含めると9割以上の事例が早期発見につながっており、住警器がなければ被害が大きくなっていた可能性があります。

※奏功事例とは、住警器の鳴動により、居住者等が 火災または、火災発生危険に気づき、通報に至り被 害が低減されたもので、火災に至らなかったため消 防機関へ通報する必要がなかったものは集計されて いないため、データ以上の奏功事例があると推測される。

住警器設置別被害状況



住警器を設置している住宅における火災と、設置していない火災を比較してみると、火災1件当たりの平均焼損床面積は、住警器等設置住宅においては、5.2㎡となっているのに対し、未設置住宅では14.4㎡と約2.7倍に、火災1件あたりの平均損害額でも、住警器等設置住宅は約93万円であるのに対し、未設置住宅では約192万円であり、約3倍と未設置住宅における被害が大きいことを示しています。



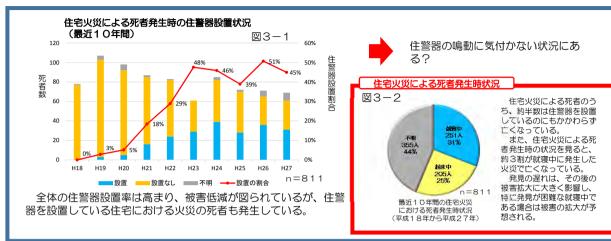
住宅火災による死者発生状況を住警器等の設置状況別にみると、火災100件あたりでは住警器等設置住宅で3.1件、住警器等未設置住宅の場合は6.6件で死者が発生しており、住警器等設置住宅の約2.1倍の死者が発生しています。

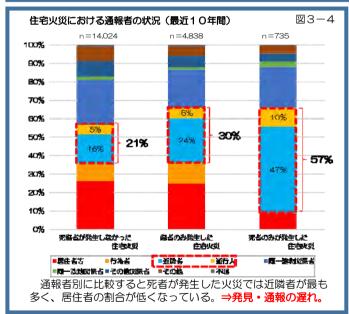
死者、焼損床面積、損害額ともに設置している方が被害が少ない。

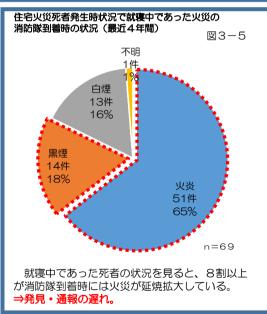


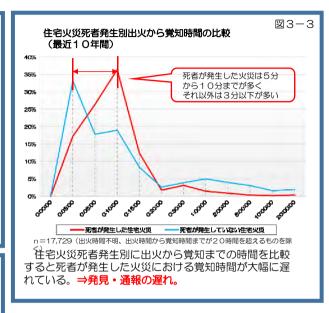
早期発見による被害の低減が図られている

2 迅速な火災通報の必要性について









⇒発見・通報の遅れの対策が必要

住警器の普及により早期発見の効果が確認されている。

しかし、就寝中であったり、不在時に火 災が発生した場合、機器等の鳴動に気付く のが遅れる可能性が高く、<mark>通報</mark>の遅れはそ の後の被害の拡大につながっている。

3 自動通報制度の現状と検討の方向性について

東京消防庁における現行の自動通報制度概要について

自動通報制度とは、簡潔に表現すると「火災などの事案の消防機関への通報を、自動的に、又は第三者が現場確認することなしに行うことを承認する制度」である。この制度を利用するためには、あらかじめ、消防総監の承認を得る必要がある。

火災予防条例 第61条の2 (抜粋)

次に掲げる通報を行い、又は行わせようとする場合は、あらかじめ承認を得なければならない。

- 一 自動火災報知設備等の作動と連動して送信される信号によって行う通報 (**有人直接通報・無人直接通報**)
- 二 ボタンを押すこと等の一つの操作で送信される信号によって行う通報 (**緊急通報システム**)
- 三 自動火災報知設備等の作動と連動して送信される信号又はボタンを押すこと等の一つの操作で送信される信号を受けた者が現場を確認する前に行う通報 (即時通報・緊急即時通報)

一般住宅(共同住宅の住戸部分を含む) 救急 火災 火災安全システム 緊急通報システム 住警器が作動すると、専用通報機から自動 急病等の時にペンダントを押すと当庁へ直 的に当庁へ直接通報する。 接通報する。 直接通報 Giorgi III III 応じて居住管理協 他力員が駆けつける O_ 888 緊急即時通報 急病等の時にペンダントを押すとその信号 現状は・・ 緊急即時通報の付加サービスとして火災センサー を警備会社等の受信センターが受信し、警 を設置し、その火災センサーからの火災信号を警 備会社等が当庁へ通報する。 備会社が受信した場合、原則として現場に駆け付 け、確認後、当庁へ119番通報するサービスが 実施されている。 理 検討の方向性・・ 通報 ・現状を踏まえた迅速な火災通報の仕組みの構 築について検討を行う。 構築に際しては多くの方が利用できるよう利 便性を考慮していく。 O -0

一般住宅以外

火災

有人・無人直接通報 自動火災報知設備が作動すると、火災通報 装置から自動的に当庁へ直接通報。



即時通報 自動火災報知設備が作動すると、その信号 を警備会社等の受信センターが受信し、警 備会社等が当庁へ通報する。



事務局

ただいまより、第13期東京都住宅防火対策推進協議会を始めさせていただきます。初めに配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の御確認をお願いいたします。まず1枚目に次第、続きまして協議会の皆様の名簿、本日の座席表、協議会の運営要綱の案、その次、A3版の資料1、A4版の資料2-1、2-2、2-3、なお2-3につきましては番号をふっていないものが1枚ございます。その1枚を飛ばしましてA3版の資料3、資料4となります。また参考資料といたしまして、冊子の119番自動通報制度を1部置かせていただいております。不足等ございますでしょうか。

なお、本日の会議の終了予定は、おおむね16時頃を予定しております。よろしくお願いいたします。それでは、第13期東京都住宅防火対策推進協議会を始めさせていただきます。 今回は、第1回目ということでございますので、防災部長の関から御挨拶をいただきます。 関部長、お願いいたします。

関 委員

皆さん、こんにちは。御紹介いただきました東京消防庁の防災部長の関と申します。防災部というのは、このような防火安全のことをやったりですね、あと火災が起きた時に消防隊は水をかけたりするんですけど、その水をどのように確保するかという水利課というところがあったり、それから消防団の方々の色々な事務をやらせていただく消防団課があったり、また、震災対策をやるという、この4つの課で構成されているのが防災部であります。防災部の中にある防災安全課というところが、この協議会の事務をつかさどっているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

第13期を迎えましたけども、東京都住宅防火対策推進協議会ということで、振り返りますと平成4年から、ずっとこのような会議を開催させていただいております。これまでも出火対策でありますとか、火災による死者の防止対策でありますとか、様々なご提言をいただいておりまして、それらがまさに今日の東京消防庁の、住宅防火のあらゆる施策に反映させていただいております。

そして今回は、迅速な火災通報制度による被害の低減についてということであります。早い通報によって火災の死者を低減させていこうという狙いがあるわけです。その背景にあるものはですね、今、火災全体による死者は実はさほど増えていません。年間70名前後で推移していますが、やはり特徴的なところがありまして、高齢者の方がそのだいたい2/3ないし、7割を占めているという現状があります。そして、その高齢者の方の3割くらいの方が、早い発見から、早い通報が行われれば、助かったのではないかということが提唱されているところであります。平成21年、22年に東京消防庁、東京都では住宅用火災警報器というものを義務設置して、火災を早く発見していこうということで、多くの大きな成果が出ているんですけども、それが早い通報のほうになかなか引き継がれていかない、その早い発見と早い通報をどのようにリンクさせていった方がいいかというというようなことを、実は今回第13期で、いろいろ皆様方からご提言をいただいて、御審議、御検討いただけれ

ばということで、立ち上げさせていただきました。検討期間が短くて大変恐縮ですけども、 できれば今年度末までには一定の方向性を示していただければということで、大変お忙し い中で会を開催いただきますけれども、どうかよろしくお願いしたいと思います。

東京消防庁も火災による死者を1名でも少なくしようと、頑張っているところでございますが、本日現在で実はもう46名の方、住宅火災で亡くなっています。1,300万人の町で見ると、毎年大体同じような傾向と先ほど申しあげましたが、実は今日現在の46名というのは昨年と全くの同数であります。高齢者の割合も約7割、だいたい同じような状況となっておりますので、その辺の状況も踏まえていただきながらご審議をすすめていただければと、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。それでは引き続き委員の皆様を紹介させていただきます。お名前を読み上げさせていただきます。お時間の都合上着席のままでお願いいたします。紹介につきましては、事務局向かって正面奥の席から、御紹介をさせていただきます。最初に、東京理科大学大学院、国際科学研究所教授、関澤愛委員でございます。

関澤 委員

関澤でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、公益財団法人、市民防災研究所理事、池上三喜子委員でございます。

池上 委員

池上です。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、首都大学東京、都市環境科学研究所准教授、市古太郎委員でございます。

市古 委員

市古でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして事務局むかって右側の席から御紹介をさせていただきます。東京都町会連合 会会長、鈴木孝雄委員でございます。

鈴木 委員

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、東京都民生児童委員連合会、常任協議員、磯谷泰江委員でございます。

磯谷 委員

よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、町田防火女性の会会長、尾作理恵委員でございます。

尾作 委員

よろしくお願いいたします。

事務局

東京都福祉保健局、高齢社会対策部、在宅支援課長、坂田委員、本日は代理で、石坂課長 代理にご出席していただいております。

石坂 委員

よろしくお願いします。

事務局

続きまして、東京都福祉保健局、障害者施策推進部、地域生活支援課長、西脇誠一郎委員でございます。

西脇 委員

よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、江東区福祉部、介護保険課長、油井教子委員でございます。

油井 委員

油井と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、清瀬市、健康福祉部、高齢支援課長、細山克昭委員でございます。

細山 委員

細山です。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして事務局より左側の席のご紹介をさせていただきます。一般社団法人、東京防災 設備保守協会、保守営業部、営業企画担当部長、小川勉委員でございます。

小川 委員

小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、株式会社アール・エス・シー常務取締役、土屋利秋委員でございます。

土屋 委員

土屋です。よろしくお願いします。

事務局

なお、土屋委員におかれましては、東京都警備業協会様よりご推薦をいただきまして、本 日ご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、一般社団法人電気通信事業者協会企画部長、濱谷規夫委員でございます。

濱谷 委員

濱谷と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、東京消防庁防災部長、関政彦委員でございます。

関 委員

関でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、東京消防庁参事兼防災安全課長、門倉徹委員でございます。

門倉 委員

門倉でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、東京消防庁予防部防火管理課長、戸谷彰宏委員でございます。

戸谷 委員

戸谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、東京消防庁防災部副参事、髙宮恭一委員でございます。

髙宮 委員

髙宮でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

事務局につきましては、防災部防災安全課で努めさせていただきます。どうぞよろしくお 願いいたします。

続きまして会長の選出を行わせていただきたいと思います。当協議会の会長につきましては、東京消防庁防災安全に関する規程におきまして委員の互選によるということになっておりますが、事務局といたしましては、前回12期同様に関澤委員にお願いしたいと思いますが、皆様の御意見いかがでしょうか。

委員一同

異議なし

事務局

ありがとうございます。異議なしというお言葉をいただきましたので、関澤委員に今回の 会長をお願いしたいと思います。関澤会長よろしくお願いいたします。

それでは開会に先立ちまして関澤会長の方から、御挨拶をお願いいたします。

関澤 会長

それでは簡単に御挨拶を申し上げさせていただきます。先ほど関防災部長の御挨拶で述べられましたけど、住宅防火対策推進協議会は平成4年から設置をされまして、学識経験者とかあるいは地域の代表の方々の幅広い意見をいただきまして、住宅防火対策を検討してまいりました。

これまでに12期あったわけですけども、私自身、顔なじみの方が何人かいらっしゃいますけども、7期から12期、約半数の期で委員となっておりまして、6期務めさせていただ

き、大変光栄な任務を預かってまいりました。この度も皆さんから御指名いただいて会長を 務めさせていただくことになりました。

前期はですね、高齢者の住宅火災による被害低減のための対策ということで報告書をまとめさせていただきました。先ほど、やはり事務局や関防災部長からも御挨拶の中でありましたように、今期はですね、さらなる住宅火災による被害低減を目指して火災通報に的を絞りまして、対策について検討していくということになっております。つきましては、みなさんの積極的な御意見を賜りまして、議論をすすめさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

会長、大変ありがとうございました。続きまして会長代行につきまして、会長の関澤会長より御指名いただきたいと思います。

関澤 会長

はい、今期につきましても会長代行については公益財団法人、市民防災研究所、池上委員 にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

関澤 会長

ではよろしくお願いします

事務局

池上委員よろしくお願いいたします。

続きまして第13期住宅防火推進協議会の運営要綱について、御確認と御承認をいただきたいと思います。お手もとに配布してございます、運営要綱の案をご覧ください。運営要綱の策定につきましては、東京消防庁防災安全規程の事務処理要綱第25の2に、協議会に必要な事項は会長が定めるという規程がございまして、こちらに基づき案を事務局で作成させていただきました。内容を御確認いただき、御意見がなければ御承認いただきたいと思います。何か御意見等があればよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。関澤会長、特に御意見よろしいでしょうか。

関澤 会長

なかなかさっと一読はできませんが、会議等の公開のところを読ませていただきますと、協議会並びに会議に係る資料及び会議録は、原則として公開する。ただし、議事の円滑な進行に支障が発生すると予想される場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる、とありますので、このことにあまりこだわらず自由に意見をおっしゃっていただきたい。あまり差し障りがあるときは、事務局の判断で匿名としてください。

事務局

承知いたしました。

関澤 会長

以上、それ以外は通常の議事運営の要綱となっておりますので、みなさんよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

事務局

それでは承認いただきましたので、案をとりまして正式な運営要綱とさせていただきま す。よろしくお願いいたします。

なお本日、御欠席の委員がいらっしゃいますので、お名前のみ御紹介させていただきます。 一般社団法人、日本火災報知器工業会、専務理事の川上克巳委員。社会福祉法人、東京都社 会福協議会、地域福祉部長の竹内則夫委員。日本女子大学、家政学部、平田委員。以上3名 の委員の方々がご都合により欠席となっております。よろしくお願いいたします。それでは 会議の次第に基づきまして、会議を進行させていただきます。会議の進行につきましては、 関澤会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

関澤 会長

はい。それでは議事次第、議事一番目にあります、第13期東京都住宅防火対策推進協議 会のテーマ設定背景について、資料の1と2を事務局より説明してください。

事務局

はい。御説明をさせていただきます。

現在の火災状況とこれまでの取組の説明に入る前に、簡単に今回のテーマの背景について御説明をさせていただきます。資料1の黄色い枠をご覧ください。今回のテーマ設定の背景につきましては、近年の住宅火災の状況を見ますと、死者の7割が高齢者であり、このあとも御説明いたしますが、これまでも様々な火災予防対策を検討して、推進してまいりました。特に、住宅用火災警報器の普及率も高まり、住警器の設置の効果での早い発見による被害低減についても確認がされております。ただ、一方で住宅火災発生時での状況に目を向けますと、先ほど関委員からあったとおり約3割の方が就寝中での火災でなくなっており、その方たちは火災発生時に、早い発見、早い通報が困難であったと推測されます。このことから事務局では、早い発見を早い通報につなげるための検討が必要と考え、今回、迅速な火災通報制度についてということをテーマにさせていただいております。

続きまして、資料1の青枠の中と、資料2-1の方を使って、現在の火災の状況について 簡単に御説明をさせていただきます。本日、資料1については今回の第1回の全般を概要と してまとめている資料でございます。詳細の各議題につきましては、資料2、3、4で、そ れぞれ議事の進行に基づき、当該資料で進めさせていただきます。対比をしながら説明を聞 いていただければと思います。

それではまず資料 2-1、現在の火災の状況について御説明をさせていただきます。まず、図 2-1、一番上の表をご覧ください。こちらにつきましては、最近 10 年間の住宅火災の

件数等の推移をグラフで表したものでございます。一番上の青の線が火災の総件数。赤の線が建物から出火した火災の件数。一番下の緑の線が住宅火災件数ということで、それぞれご覧いただいてわかるとおり全ての火災において減少傾向となっております。特に住宅火災につきましては、平成18年、2271件あったものが、27年、1675件まで減少しており、約25%の減少となっております。そのほかの全体の火災の件数につきましても、過去10年でおおむね2割から25%ぐらい減少していることが、こちらのグラフからわかるかと思います。

続きまして図2-2をご覧ください。こちらは、最近10年間の住宅火災による死者数の推移ということで表しているものでございます。こちらも一番上の青が全体の火災による死者、赤が住宅火災による死者、緑につきましては65歳以上で、住宅火災でお亡くなりになった死者の数ということでそれぞれ表してございます。青のグラフと、赤の線のグラフこちらにつきましては、それぞれ各年に若干の増減はございますが、おおむね減少傾向にあるのが見てとれるかと思います。転じて、緑の65歳以上の高齢者の死者につきましてはこちらも年によって若干の増減はございますが、おおむね横ばいというような状況が続いてございます。

続きまして図2-3、最近5年の住宅火災による死者数と高齢者の割合についてのグラフをご覧ください。こちらについては過去5年間の住宅火災の死者を表したものでございます。一番上の数が全体の数、グラフの青いところが高齢者の数、赤いところが高齢者以外の数ということで、見ておわかりいただけますとおり、高齢者の死者の方が全体で高い割合を占めております。その上の折れ線グラフで示している高齢者の死者の割合ということで約7割前後の高い推移で年々若干の増加傾向があるというのが、こちらの方で見てとれるかと思います。

資料を1枚おめくりください。これらの状況を踏まえまして、東京消防庁が近年取り組んできた内容につきまして、資料2-2を使って御説明させていただきます。これまでの取組につきましては、黄色で書いてございます、火災予防対策と起きてしまった火災に対する被害軽減対策と2つに分けて簡単に御説明させていただきます。

まず火災予防対策につきましては、この住宅防火対策推進協議会でも提言としていただいている内容を現在、継続して進めているところでございます。まず1つ目につきましては11期で提言をいただいた対策といたしまして、従来の広い注意喚起の限界を踏まえた、対象を絞り込んだ対策ということで、具体的には火災調査データ等から明らかになりました死者発生3大要因、たばこ火災、こんろ火災、ストーブ火災と、こちらの火災に対象を絞った具体的な火災予防対策の推進というものを現在進めております。また12期の協議会でも提言をいただいております、高齢者が火災を起こさないための環境づくりに必要な支援、こちらにつきましても、先ほどにありました住宅火災による死者が非常に高いというところを注目いたしまして、総合的な防火防災診断の充実強化ということで現在進めています。総合的な防火防災診断というのは消防機関と必要な関係機関が連携をいたしまして、御本

人の許可を得た上で、ご自宅のお部屋の中に入りまして、火災、地震などの災害や家庭内の 事故による被害発生の危険について、改善方法のアドバイスなどを行うものです。これら2 つの具体的な対策について、継続的に推進しているところでございます。

また2番目の起きてしまった火災に対する被害低減対策については住宅用火災警報器の設置促進、維持管理について重点的に進めております。図2-4をご覧ください。こちらは住宅用火災警報器の設置率でございます。住宅用火災警報器につきましては、平成16年に火災予防条例で定められたあと、平成22年4月よりすべての住宅で設置が義務化されて今日にいたっております。この間、消防署、関係機関と連携をしまして、住宅用火災警報器の設置を促進してまいりました結果、年々増加傾向に転じております。平成27年の調査におきましては87.3%と非常に高い水準での住宅用火災警報器の設置が進んでおります。矢印のところに書いてございます早い発見につながっている1つの成果ということで、こちらの方に書かせていただいております。

1枚おめくりください。資料2-3につきましては住宅用火災警報器の設置による具体的な効果についてまとめたものでございます。図2-5につきましては、住宅用火災警報器の奏功状況ということで、具体的に奏功事例が報告された数を示しております。青い棒グラフにつきましては、住宅火災の件数でございます。赤の数字、折れ線グラフにつきましては、住宅用火災警報器の奏功事例が報告された数になります。平成27年につきましては、258件の奏功事例が報告されております。なお、ここでいう奏功事例といいますのは、資料2-3の下の方に※印で書かせていただいておりますが、住宅用火災警報器の鳴動により居住者の方、またはその他の方が火災の発生危険に気づき、通報に至って被害が軽減されたものをいいます。従いまして火災に至らなかったため、消防機関に通報する必要がないような事例は、ここには集計しておりませんので、逆を言うとデータ以上に奏功事例があるという推測ができると思います。

続きまして図2-5の横に円グラフがございます。こちらにつきましては27年に報告された、258件の火災事例うち焼損別程度でまとめたものでございます。258件のうち、約5割にあたります133件、こちらについては住警器などの鳴動に気づいて火災に至らなかった事例、約半分の事例が火災に至らなかったことを示しております。また火災に至りましても約4割がぼや、ほとんど焼損面積がでていない状況で済んだということで住警器による早い発見が被害の低減、逆についていなければ被害が拡大していた可能性が高いといえる火災がこれだけあったということが示されると思います。

続きましてその下の図2-7をご覧ください。こちらにつきましては住宅用火災警報器の鳴動に気づいた人の割合を円グラフにして示したものでございます。奏功事例258件のうち住宅用火災警報器の鳴動に気づいた方というのが、居住者以外が139人と、5割以上が、居住者以外の方が鳴動に気づいて発見をしているという状況が見てとれます。こちらをまた居住者を含めますと、約9割の方が火災を発見しているということで、住警器の設置が早い発見につながっているということが、こちらの表でわかるかと思います。1枚おめく

りください。資料2-3の続きになりまして住宅用火災警報器の設置別の被害状況、こちら を具体的に数字で表したものを3つほどのせてございます。まず図2-8にございまして は住宅用火災警報器がついていた、ついていなかった状況によって、火災1件あたりの平均 の焼損床面積を表したものでございます。住宅用火災警報器、設置があった火災については 平均5.2・の焼損床面積が出ているのに対しまして、住宅用火災警報器設置なしが14. 4・ということで、約2.7倍の開きがございます。またその隣、図2-9につきましては、 同じく1件あたりの平均損害額をだしたものでございます。こちらにつきましては住警器 がついているものにつきましては、平均93万円の損害に対しまして、住警器設置なしにつ きましては192万円、約2.1倍の開きがございます。最後に、図2-10をご覧くださ い。こちらにつきましては、同じく住警器設置あり、なしで100件あたりの火災による死 者の発生件数を示したものでございます。住宅用火災警報器設置ありにつきましては10 0件あたり約3.1人がお亡くなりになっているという数字に対しまして、住警器設置なし につきましては6.6人、こちらについても約2倍の開きがございます。一番下に太字で書 いてある結論といたしまして、死者、焼損床面積、損害額とも住警器が設置してある方が、 設置していないよりも被害が少なく、住宅用火災警報器の設置効果などにより、早期発見に よる被害の低減が図られているという結果を事務局の方でまとめさせていただいておりま

以上が現在の火災状況と、これまでの取組についての説明となります。最初の説明は以上となります。

関澤 会長

はい、ありがとうございます。

件数差なんですけども3倍となっていますが2倍ですよね。損害額について。

事務局

失礼いたしました。2倍でございます。

関澤 会長

はい。1つ私の方から簡単に質問をさせていただきたいのですけど、奏功事例の推移のグラフを見ますと、平成22年の459件をピークとして、その後、少し減ってきているのですけど、これは何か理由があるのでしょうか。

事務局

はい。こちらにつきましては2つほど考えられると思います。

1つは単純に火災が減少しているというのが要因として考えられ、火災が減ってきていることで住警器が作動することも若干少なくなっているというのが1つ考えられると思います。

もう1つにつきましては、ちょうど平成21年、22年というのは設置の義務化、住宅用 火災警報器の設置件数もぐっと伸びている年になります。設置が増えることによって鳴動 件数も必然的に増えると思うのですけども、それによって設置当初は住宅用火災警報器が 鳴ったイコール通報というようなところもあろうかと思います。

つまり、住警器が鳴って119番通報したが火災にいたらなかったということで、奏功事例ということでたくさん報告されている。一方でだんだん年がたつにつれて、住宅用火災警報器もメジャーになってきまして、鳴ってもそのあとの対応の仕方が分かる、これであればまだ火災に至っていないから通報しなくていい、鳴動はしたけれど大丈夫だ、止め方もわかる、そういったこともありまして、住宅用火災警報器の鳴動に対して対応の仕方が分かることによって通報にまで至らず結果として報告事例とはならない、いわば「影の奏功事例」というのも多くあるのでは、ここは推測にはなりますけれども、こういったところで減っているのではないかと事務局では考えております。

関澤 会長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの資料1から3までの、主に火災統計の資料ですかね。御質問、御意見ありましたら、お願いいたします。

池上 委員

ひとつよろしいですか。資料2-2の住警器の設置促進、維持管理のグラフありますよね。 これでずっと右肩上がりかなとちょっと落ちているところが、多少ですがありますが、平成 24年とか26年とか、これは住警器の交換といいますか、維持管理が落ち込んだと理解し てよろしいでしょうか。

事務局

いえ、こちらの数字は毎年、東京消防庁でおこなっております、「消防に関する世論調査」というアンケート調査の中で、毎年、住宅用火災警報器の設置について調査した結果を使っております。ですので、アットランダムに約3,000人に方に調査をいたしまして6割くらいの方に回答をいただいているのですが、その中でついている、ついていないものを答えていただいているので、その誤差範囲ではないかと推測をしております。

関澤 会長

ほかはいかがでしょうか。

市古 委員

統計に関係して、単身世帯だったのか、同居家族がいたのか、そこと含めてデータが出て くると、より適切な審議ができるのではないか、と思いました。データはあるのでしょう か?

事務局

今、手元にデータとしては持ってはいないのですけども、データをまとめることは可能でございます。亡くなった時に、一人暮らしだったのか、高齢者のみ世帯だったのか、家族と同居していたのかどうかというような数字であれば拾うことは可能でありますので、場合によっては次の検討会等でお示しさせていただければと思います。

関澤 会長

ほかはいかがでしょうか。

小川 委員

確認ですが、今回この高齢者というカテゴリーにつきましては、6 5歳以上でよろしいですか。

事務局

はい、65歳以上でございます。

小川 委員

ありがとうございます。それとこの統計データを全体的に総括して見てみると、住宅火災 自体は減ってきている、これは、まぎれもなく住宅用火災警報器の普及率が上がっていくの に反比例して減ってきているということですね。ただし、高齢者の方々の死者の率はやはり 上がってきており、これは日本人全体の高齢者の占める割合が増えているので、どうしても 分母が高まっているので、やはり上がってきてしまっていると考えてもよろしいでしょう か。

事務局

それも1つの要因と考えております。ただいずれにしましても、お亡くなりになっているのが65歳以上の高齢者ということでございますので、そこを東京消防庁としても重点的に減らす方策を考えて、それをもって全体の死者も減らしていきたいと考えております。

小川 委員

はい、ありがとうございます。

関澤 会長

はい、ありがとうございます。

高齢者以外は最近、亡くなる方が少なくなっているみたいですね。平成27年、1,300万人で19人、0に近いみたいな。高齢者の死者はもちろん1番のターゲットになるんですけども、高齢者以外の死者が減ってきている理由っていうのは何か、これも住警器の効果ですか。

事務局

住警器もあります。あとは、例えば住宅用のこんろとかそういったものの、安全対策の普及により社会全体が安全になっていっているというのも1つの要因だと思います。ただし、どうしても高齢者のかたは、逃げる際ですとか、そういったところが若い人と比べてどうしても遅くなっているというところがありますので、安全対策がとられていてもそのあとの行動などが遅くなってしまうため亡くなってしまう。これは数字で表わせているものではないですけども、事務局としてはそういったところがあるのかなと考えております。

関澤 会長

ほかになにか、お聞きになりたいことがありましたら。よろしいですか。 それでは引き続きまして、議事の1-イ、迅速な火災通報の必要性について、資料の説明を お願いします。

事務局

引き続き資料の説明をさせていただきます。

資料1の今度は青枠と赤枠の中と、資料3をご覧ください。資料3はA3の資料となります。ここまでは、現在までの東京消防庁管内の火災の状況とこれまでの取組について、御説明をさせていただきました。とりわけ住宅用火災警報器の設置による早い発見による被害低減に一定の効果があるということが、見えてきたかなと思っております。一方で火災による死者については減少傾向にあるものの、依然として毎年多くの方が犠牲になっておりまして、特に高齢者の火災による死者の現状は横ばいで、発生率にいたっては年々増加傾向にあることも実態としてございます。

そこで資料3につきましては、最近10年間に発生した火災原因調査書等のデータから 状況を分析いたしまして、迅速な通報制度の必要性について事務局の方で検討した資料に なります。まず、左上の青枠内をご覧ください。図3-1につきましては、最近10年間住 宅火災において発生した死者、約811名おりますが、これらの火災発生時における住宅用 火災警報器の設置の有無についてグラフで示したものでございます。このグラフの青い部 分は住宅用火災警報器を設置していた数、それと黄色部分は設置が無しの部分、赤い折れ線 グラフにつきましては設置されていた割合でございます。こちらを見ていただきますと、住 警器全体の設置率は高まり、早い発見による被害の低減は図られている一方、住警器を設置 している住宅の火災においても死者が発生している状況というのが見てとれるかと思いま す。平成27年で見ますと住宅火災で亡くなった方の火災のうち、約45%のお家で住宅用 火災警報器が付いていたというような状況になります。これらの背景として考えられます のは、先ほども御説明したとおり、住宅用火災警報器の設置率が非常に高い水準で推移して いるということに伴い、単純に設置住宅の戸数が増えた事により亡くなった方の発生した 火災でも住警器が設置されている率が増えたと考えます。

それともう1つ推測される点は赤の矢印でも書いてあるとおり住警器の鳴動に気づかない状況にあった人、もしくは気づくのに遅れた人が相当数おったのではないかということが推測されます。その推測を導く1つといたしまして赤枠の中をご覧ください。住宅火災の死者発生時の状況というのを数値化してみました。過去10年間の住宅火災における死者の発生した火災における発生状況についてまとめたものでございます。青色のところをご覧ください。死者発生のうち就寝中で火災が発生してお亡くなりになった方が251人、約3割を占めてございます。黄色のところが起床中、205名ということで25%、残念ながらお亡くなっていて火災調査上の不明というのが一番多くなっていますが、ここから推測すると就寝中でなくなった方、こちらにつきましては火災が発生した時に、あるいは住警器が鳴動した時も発見しにくい状況、通報しにくい状況にあった人がここ3割の人ではないかということが推測できるかと思います。

続きまして、右の図3-3をご覧ください。こちらは、住宅火災死者発生時の出火の時間

から覚知の時間までを比較したグラフになります。こちらにつきましても最近 1 0 年の統計をとったものになります。まず、赤い折れ線グラフにつきましては死者が発生した住宅火災の出火の時間から覚知の時間を示したものでございます。転じて青い折れ線グラフにつきましては死者が発生していない火災のものでございます。

関 委員

覚知の説明をしてください。

事務局

失礼しました。覚知時間といいますのは、実際に火災を発見して119番をして、東京消防庁が火災を認知した時間でございます。これを覚知時間、消防機関が火災を知った時間ということでございます。

ここでご覧いただいてもおわかりのとおり、火災の死者が発生していない青い折れ線グラフにつきましては、出火から覚知までの時間について、おおむね3分程度で覚知まで至っているものが一番多い山になっています。転じて、赤い折れ線グラフをみていただきますと出火から覚知まで約5分から10分かかっている火災が多いということが分かります。単純に計算しまして7分程度のひらきがございます。このことからも、住宅火災の死者が発生している火災というのは、消防機関が覚知をするまで、すなわち通報されるまでの火災が死者の発生していない火災に比べて長くかかっているというのが見て取れるグラフになっていると思います。

続きまして左下の図をご覧ください。図3-4でございます。こちらにつきましては住宅 火災における通報者の状況をまとめたものでございます。左の棒グラフから順に死傷者が 発生していない火災、真ん中のグラフが傷者のみが発生した火災、一番右が死者の発生した 火災のグラフでございます。グラフの下をご覧ください。119番通報者を色別に示したも のです。赤が居住者、オレンジ色が行為者、赤枠でかこっている青が近隣者、黄色が通行人、 そのあとに同一建物関係者、敷地の関係者というふうにつながっておりますが、ここでご覧 いただきたいのは、グラフにも赤で囲ってございます、一番右の死者が発生した火災につき ましては119番通報された方の約47%が近隣者、居住者ではない近くの方が通報され ています。また、通行人も含めますと約57%、6割近くが外部の人から通報をしていただ いております。転じて死者が発生していない火災、傷者のみの火災につきましては、それぞ れ21%、30%ということで死者の発生している火災と比べましても、近隣者、通行人か らの119番通報は、1/3から半分くらいということで、その下の居住者や行為者、なお、 行為者とは実際に火災を起こしてしまった人のことを行為者といっておりますが、このよ うな方からの通報が多くなっています。このことからもやはり死者が発生した火災という のは近隣あるいは通行人という周りの人からの通報が多く、結果として通報に時間がかか っているというのが見て取れるグラフとなっています。

最後のグラフでございます。図3-5をご覧ください。こちらにつきましては、住宅火災の死者発生時の状況で就寝時であった方の火災での、消防隊到着時の状況。これは火災原因

調査で一番最初に消防隊が着いた時の現状を調べたものでございます。円グラフの中に青色で火炎、オレンジ色で黒煙、グレーで白煙、あと不明という4つの分類で分けてございます。そのほかにここでは数値では出ていませんが、何もないと、煙が出ていなかったという状況もあります。ご覧いただいてお分かりのとおり、就寝中、約69件について火災の統計をとっているのですが、こちら見ますと約8割の火災で最初の消防隊が到着した時にはすでに住宅から黒い煙が見えていた、もしくは火炎といって炎が見えていた状況でございます。白煙というのは、白い煙がまだ漂うくらいという状況です。結論は、消防隊到着時にはすでに延焼拡大がはじまってしまっている火災ということで、こちらにつきましても消防隊到着まででも時間がかかっていることは、早い通報、発見ができていなかったのではないかということが推測されるグラフとなってございます。

以上のようにそれぞれ説明させていただいておりますが、最後、赤枠でございます。発見、通報の遅れ、これを見てもおわかりいただけるとおり発見、通報の遅れに対する対策が必要かと思います。先ほども申し上げた通り、住宅用火災警報器の普及により、早期発見というものはある程度効果が確認されています。一方、例えば就寝中であったり、不在時の火災が発生した場合、住警器あるいはその他の機会の鳴動に気づくことに遅れてしまい、通報の遅れがその後の被害の拡大につながっているということが考えられると思います。一番下に書かせていただいている発見後、迅速な通報につなげる仕組みが必要であるということで、今回のテーマ設定をさせていただいております。事務局からの説明は以上です。

関澤 会長

はい、ありがとうございます。先ほどの資料と比べて、今度の資料はちょっと内容を理解 するのに少し時間がかかりますね。

まず私からはですね、最初の図3-1の左上、青色と黄色の設置ありなしについて、これは設置率が平成22年以降、がんっと80%以上に増えたんで、設置ありなしで2割対8割なんで、もし設置の効果がなければ2対8で青色が多くなる、設置の効果があるので青色の率が5割くらいまで落ちている、というふうに理解すべきですね。青が、設置しても死者が出るということは、これは否定しがたくて、設置したら全員助かるということではないことを意味している。それでも設置していると死者の発生の割合が低いんで、8割くらいが設置住宅なんだけど、そこから死者が出ている割合が低いということが、最近は安定しているような気がするんですけど、ここ数年は。なんか設置している割合の中の死者が増えている、否定的なようだけどそうじゃないんだよね。

事務局

単純に設置をしている住宅が、先ほど関澤先生がおっしゃったとおり、9割近くの住宅で設置がされている。しかし残念ながら設置された住宅からも火災は出てしまうので、単純にそういった設置された住宅の中でお亡くなりになってしまっている火災というのが約4割ありますというような表でございます。

関澤 会長

はい、みなさん、御質問御意見ございますか。

土屋 委員

この図3-3なんですけど、覚知時間5分から10分の間が非常に死者の発生が多い時間だということでよくわかるんですが、それ以降30分、1時間となるたびにどんどん減りますけど、死者があるのも死者がないのもそうですが、これはやっぱり家に誰もいなかったということが推測されるのですかね。

事務局

それもありますし、火災によっては専門用語でいうところの事後聞知火災、鎮圧火災ということで時間がたってから通報される火災も一定数ありますので、そういったようなものを含むと、こういったグラフになるということもございます。自然鎮火してから通報されるという火災もこちらのグラフに含まれています。

土屋 委員

分かりました。

関澤 会長

ほかにありますでしょうか。

磯谷 委員

住警器を設置したのが平成22年、3年ごろに集中しているということなんですけれども、データ見たときのそのDVDに出ていましたけども、10年間が有効期限ということなんですよね。それで切れたら取り替えということなんですよね。

関澤 会長

そうですね。今や電池じゃなくて、そのものを取り換えるということです。

磯谷 委員

ちょうど10年後といいますと平成33年、32年、30年前半にそれが集中するということですかね。それがちょっと出てましたんで。お取替えかなと。

関澤 会長

実はもっと前なんですよね。東京都は国に先駆けているから。

事務局

はい、東京都では平成16年に条例を整備しております。

関澤 会長

そうですよね。ですから平成22年の前から、特に鈴木委員がよくおっしゃっていますけども、5年ものどころか2年ものの電池のやつをとにかく付けてくれってやっているんで、 実は東京都はかなりやばいんじゃないかと、はっきり言うと。電気の寿命切れのやつがそのままついている可能性は実は高い。だから本当はそういうやつも調べて、住警器がついているけれども死者出ているやつは追ってみると原因がでてくるかもしれない。

池上 委員

ちょうどこのころ自治会でこのようなお話がたくさん出て、地域の方がみな設置したんですよね。ですので数年後にはそういうのが出てくるのかなって。

関澤 会長

そうじゃないかなと思うんですけどね。

関 委員

リチウム電池自体が切れてきますね。ちょうど秋の虫が鳴くようなピッ、ピッとなるんですよ。正直私もこういう仕事をやっていながらですね、音の鳴り方を知りませんでした。私は今、官舎に住んでいるんですけども、住警器を早く付けたので電池が切れはじめて、30秒から35秒に1回なるんですよ。「ちっ」って。はじめ虫が入ってきたのかなと思いまして、で次鳴かないかなと思って待っていても30秒鳴かないんですね。ようやく10分くらいかかって部屋を突き止めて、どこに虫がいるんだろうと思ったらその住警器が、「ちっ」って30秒に1回鳴る。これが電池切れの音ということをまずみなさんに教えなきゃいけないなと感じています。それと今、関澤会長がおっしゃった住警器そのもの自体が10年で電気製品なので取り替えてくださいということ。ですから設置からおそらく10年たつかたたないかくらいで、電池も電池切れでなるし、機械自体もやはり取り替える時期に来てるということになるので、それをやっぱりやっていかないといけないかなと、今、我々は考えています。

磯谷 委員

前期の12期で私は携わさせていただきまして、またこれが来たものですから、その時の資料をあの時見たときだけだったのでちょっと昨日また見直しました。それでこの冬に向かってちょうど自治会などにむけて。地域でなかなかそういう機会がありませんし、夏にやっても聞く耳を持たないので、冬にむかって呼びかけるのにはちょうどいい時期かなと思います。関澤会長も出ているDVDを自治会だとか集まりでそれを流そうかと思っていたところです。

関澤 会長

はい、ありがとうございます。

磯谷 委員

たばこの火災の映像とかね。実際たばこの灰皿が破裂するところを見るとみなさん驚いてらっしゃいました。

関 委員

資料3-3の方にですね、火炎、黒煙、白煙とあります。これは火災の通報を受けて出場する隊の中で一番初めに現場につく隊の隊長さんが現認した状況なんですよ。で、その時に正直言って火炎、もう赤い炎が窓から吹き出ているとか、もっと時間たてば屋根が抜けているとか、こういう状況に最先着の隊長が着いたということが全体の65%ある、でどういう状況だったかというと、正直言って消防士もロボットや超人ではありませんので、火炎が窓

から屋根から吹き出ている時には中はいれません。いわゆる人命救助はもうできません。まず、窓の開口部に水をかけてある程度火勢を抑えないと中に入れない。黒煙は必ずほっておけば火炎に発展しますので、そこでは水を出しながら中にはいっていく。白煙では必ず中にはいっていく。だいたい隊長というのは現場で判断をしますので、これを見てぜひご理解いただきたいのは、火炎が噴き出している65%の場合は、正直言って、もし中に人がいるならば、これは助け出すことはおそらくできない。これくらいの状況であるということをぜひご理解いただいて、こうなる前にどうすれば助けられるか、もしくは逃げていただけるか、ということを今回の協議会ではぜひお考えいただきたいと思います。お願いします。

小川 委員

すみません。今の関部長様のお話と少しからんでなんですけども、出火して、当然それから火災というのは成長していくと思われるのですけども、木造住宅だとか、鉄筋コンクリート造だとか住宅色々ありますけども、例えば平均的に木造2階建とか、鉄筋コンクリート3階建てとか色々カテゴリー化したなかで火災成長して、その中の住民の方が避難できない、救出できない限界的な時間というのを過去なにか実験したりとか、データで出したことはありますか。。

関 委員

ないかもしれません。

関澤 会長

私、住宅火災をずっとやってきました、30年間。これはもう、条件が千差万別なんです。 炎が初期火災から立ち上がる際っていうんですけど、壁をつたって天井にあたってからが 早い。天井にあたってから1分、2分でフラッシュオーバーになります。天井が燃えて、襖 とか壁に移って炎が立ち上がり始める時間は、非常に可燃性が高いとか、非常に湿気ている とか、そういうこともありましてですね、千差万別なんで時間じゃないです。だいたい東京 消防庁さん、原因調査の中で一番悩むところで、推定で決めるんですから、ここからだった ら3分前だろうとかね、誰も見ている人はいないのですから。本人が見ていて、いやさっき 天ぷら鍋でやっちゃったとかでしたら、時間がはっきりしますけども、それ以外では、出火 時間さえほんとの意味で分からないので、いつの時点からどうかといった時に、目安は炎が 天井に届いていましたかどうか、とどいてからはもう、ほぼ幅なく数分で部屋全体に炎がま わるので、逃げる目安はそこですよと。出火からというのは測れない。

関 委員

出火原因にもよりますし、部屋全体の燃え草の量にもよりますし、一概に言えません。ただ、分ですね、分単位ということは言えます。

関澤 会長

このグラフは平均的に数千件を棒グラフにするとこうなったわけで、それぞればらつきがある中で平均的にこうなった。

小川 委員

ちょっと私が気になったのは、住宅用火災警報器というセンサーが働いて、そこからいち早く消防機関に通報したとしても、結局消防機関が来たときには、先ほどおっしゃられてた黒煙が出ていて、もう手の打ちようがないというのだと、寝たきりの高齢者の方がいても助け出せないということになってしまうので、それの目安として時間がおおむねこのくらいだと、通報がいけば間に合うのだというところが見えてくると少し対応しやすいかなと思います。

関澤 会長

グッドポイントですよ。あまり発言すると、理論をぱっといってしまって申し訳ないんですけど、東京消防庁さん、事務局にも。煙の方の住警器だと、いまおっしゃったように住警器が鳴った、本人が寝てて隣の人、あるいは近隣の人が聞いて電話して、消防が駆けつけてきて、果たして間に合うんですかと、火災通報の迅速化はいいんだけど基本的に住警器というのは、周り近所の人が、気が付いて火を消しに行ったり、本人が気が付いて逃げたり、救いだしたりということでの効果を期待していたんではなかったっけ、とちょっと言いたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

事務局

今、ご指摘のとおり住警器がなったら、すぐ119番通報に連動しているものではないことは皆様ご存じのとおりだと思います。住警器の1つの効果といたしましては早い発見というものでございます、今、関澤会長がおっしゃられた、例えば寝ている方とか、不在の住宅から出火した時に、「火事です、火事です。」と鳴ることによって居住者、もしくは居住者じゃなくても周りの方に気づいていただいて、早く発見していただいて119番していただくというのが狙いでございます。

関澤 会長

消防隊に助けてもらうということ自体が、ちょっとね甘すぎるんじゃないですかと。無理ですよと僕なんかは言っているんですけどね。消防隊が来たときには大焼けしている。

事務局

その時には大焼けしてしまっているかもしれません。ただ、住警器に限らずですけども少しでも早い通報をしていただければ、それがどこまでが限界かというのは、先生あるいは関委員からお話しがございました、燃え草とか状況によって違いますけども1分でも早ければ逆に助けられる可能性があがっていくそういうところをねらって、何分だからだめというのは、統計上ないのが現状ですけども、少しでも早い発見と通報によって消防隊が駆けつける体制を整えることで助けられる人を増やしていきたいというのが今回のテーマ設定の理由の1つとなります。

関澤 会長

そういうことですね。最初から事務局案に冷や水をかけて申し訳ありません。ただそれは ちゃんと議論したほうがいい。なぜかというと消防に助けてもらいましょうねと、119番 したから必ず助かるというメッセージが強すぎるとどうかとおもってしまう。

関 委員

その1つの資料として図の3-3、赤い線と青い線でやはり死者が出てしまうのは遅い場合、ですから我々も100%助けられるとは正直申し上げて、言えませんし、そこを想定するととんでもないことをやらなければいけない。そうじゃなくて、今あるいろんな制度、システムの中でもう少し減らせることはできるだろうと、それがこの青い線と赤い線の差じゃないかなと、ここが早くなれば助けられる方もいるんじゃないかと、そこを努力していく、でないとシェルターを設けるとか、全焼してもその中は燃えないとか、そのような発明をしなければならないということになってくる。我々の仕事と、この住宅防火の中で今できること、明日できること、何かやろうという中では、ちょっと違うのかなと思います。100%ということを正直言って申し上げられないのはつらいのですけども。

関澤 会長

私の解釈ばかり言っていけないので。ほかの委員、質問、意見ございましたらどうぞ。 これ今日のポイントとなるところですから。

磯谷 委員

前回も申し上げたかと思うんですけども、認知の方の対応もそうなんですけども。たばこの次に多かったのはストーブでしたよね。これから冬に向かって。お部屋が散らかっているところから延焼するということで、お部屋をかたづけていただきたいんです。けれど実際に入ってみないと散らかっている状態はわからないんですよね。高齢者の場合でそういう訴えがあれば訪問することもあるんですけども、介護が必要になった方はヘルパーさんとかを派遣しなきゃいけないということで、おじゃまするときに散らかっている場合もある。ただ片づけることを本人が拒否するんですよね。これは自分がやるからいいとか。火災を出さないのが一番いいわけですから、その辺のところを地域を支える民生委員だとかが、片づけるというのも課題かなと思っております。一転、強引に片づけると本人は喜ぶということもあるんですよね。恥ずかしいということもある。男性でも自分がやるからとか、これはごみじゃないというような気持ちの部分も課題かなと思います。

鈴木 委員

今のお話のとおりでね。一度前に申し上げたこともあるのだけど、家に入ると荷物がいっぱいなんですよね。どこの家に行っても、みんな荷物置きすぎだと思うほど、買い込んで捨てられないんだよね。荷物で部屋がいっぱいです。火災を起こさないという以前の問題。ストーブの脇が空いていれば多少あれなんだろうけども、周りにいっぱいに荷物が置いてあっていつでも火をつけてねっていう場所が多い。その改善は高齢者になるほど難しくなる。若い人は面倒見良いけど、高齢者は嫌がるしね。片づけるとか余計なこと言うなという。もう1つは、今、住宅用火災警報器がついているけれど、隣の台所にはついていなくても、自分の寝室に一つだけつけていれば、ついているってことになる。隣の台所に火がついているのに気が付かない。年齢の高い人は特にそうだけれど、燃えちゃっても警報器がついてない

から、煙とかがはじめて寝ているところにきたっていうんじゃ遅いんですよね。極端なことを言うと、住警器だったら全部屋につけて欲しいですよ。台所にも、自分の寝室にも、危ない廊下のところにも付けて欲しいんですけど、それを付けるとかなり鳴る回数も多くなって、救助される方もいるのかなと。大体、共住1個、2個はついてないんじゃないかなと思うけどね。全戸、全戸っていうけど、最初の発想はとにかく付けろ、1個でも付けたら、付けたってことになっちゃうんで。それも取り組む必要があるのかなと思うけれども、どうすれば2つ目を付けさせる、台所に付けさせればかなり低減するのかなぁと思います。我々住民の会としては頭が痛いところなんですけども、金がかかる。皆さんもご承知のとおり10年となりますので、そろそろ一斉に取り変えなくちゃいけないという意識があるんですど、2つ付けられるかどうか。これはわかりません。

関澤 会長

鈴木さんからいつもこの話を聞くんだけど、東京消防庁が調査して法令どおり、住宅で7、8割。全部部屋についていますという答えなんですよ。だから鈴木さんがおっしゃっていることと、調査の調べた結果が一致していない。

事務局

実は先ほどの「消防に関する世論調査」で、住警器の設置に関する項目で「全部つけてます」と、「一部つけてます」というものがございまして、今手元に資料はないので正確な数字ではないのですが6割から7割くらいの方が、条例通り全部付けています。それ以外のかたは一部ということで回答をいただいております。

鈴木 委員

いっぱい付けている人は防火の意識が強いからある程度、部屋の中も綺麗になっているんじゃないかな。付けない人に限って乱雑なんだよね、悪循環になっちゃうんだよね。

関澤 会長

そういったことも意識はしといてもらいたいですね。

事務局

東京消防庁管内でも、住宅用火災警報器はおかげさまで認知度は高くなりまして、色々な問題はありますが設置率もだいぶあがってきている。一方で今目標としているのは、まさに今言った条例通りの設置をしてくださいということと、そろそろ設置から10年たつということで点検、維持管理、それから時期を見た交換というのが必要だろうということです。これは国の消防庁でも同じようなことを言っておりまして、国からもそういったことを推進してくださいということで示されているので、私達も今までは住警器をまずは付けてというのが多かったんですけども、これからは維持管理と、まだ1つしかつけていない人には条例通りに設置してくださいということを重点的に推進していく、というのが当面の方向性でございます。

関澤 会長

ほかにどうぞ。

市古 委員

就寝時の被害が大きくなるのではないか、ということについて、今の議論に付随して、覚知時間は就寝しているか、起きているかでは関係ない話ですよね。それは消防庁の話ですもんね。

事務局

そうですね。119番がはいって知った時間となります。

市古 委員

覚知時間は出火時間から測るとすると、就寝時の方が長くなるのかな。

関澤 会長

本人が気づく場合もある。周りの人が気づく場合はそうなる。

事務局

出火時間は御本人が覚えている場合と、調査結果からこのくらいだろうと、関澤会長がおっしゃったような形で出しているんですけども、どうしても就寝中であるとその前の発見、最初に気づくというところで時間がかかりますので、結果、発見から覚知までの時間が長くなる傾向があると思います。

市古 委員

就寝中だったか、就寝していない時だったかということで、このグラフの中でどう変わってくるのかということが分かると、提案というかわかりやすいかなと思います。

事務局

はい。

関澤 会長

発言をされていない方いかがでしょうか。

鈴木 委員

通報の件なんですけども、外部からの通報が多いということですよね。隣、近所の人から。まさしく認知症とかいろんな高齢者の人が住んでて、私達、周りの人がいい意味でおせっかいをやきなさいと、やいてほしいよ、と言っているんです。隣の人がなにしてんのか、高齢者の人、飯を食っているのかな、寝てるのかということを、気をつけてくれるといい。異常がある、変だよという電話を警察なり消防なりにさせていただけるので。だんだんビルが建つと無関心になって、隣の人は誰が住んでるのかわからない。そうゆうのも、煙がでたりして初めて他人事でなく、周りの人が騒いだ時にはもう火災の部類にはいっちゃうのかな。というところがね、技術的な問題よりもまわりのコミュニケーションが上手くいっているか、いかないかというのが火災の減少につながると思うんですよ。

関澤 会長

尾作委員なにかございませんか。突然で申し訳ない。

尾作 委員

今お話をうかがって、そうだなと思うんですけど、私はずっと地元で何代も続いているよ

うなところに嫁いだので、地元のつながりがある家なんですけども。やはり新しく家が建ったりとか、アパートが建ったりというような時には、自治会にも入らないというようなところが増えてきているので、最近そういうのを感じているところです。やっぱり1つの家で火事が起きたらその家だけですまないこともあると思う、発見が遅れれば、自分にも被害がきたら困るかもしれないという意識もあっても良いかなと思うんですね。火事が起きた時とかに、何か変な音がしたことも気にかけて、119番なり110番なりする勇気が必要かなと思います。

関澤 会長

はい、ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいんですけど。後で出てくると思うんですけど火災通報となると住警器だけじゃないですよね。今まで一生懸命、住警器の普及に努めてきて、今後、維持管理もこれから課題となっていますけど。次で御説明いただくのかな。住警器の今後さらに維持管理をして、住警器を活用しましょうねという話と、通報とはどのように結びついていくのかなというふうなことを、ちらっと思ったものですからね。

事務局

それにつきましては、直接住警器というようなところとは違うんですけども、この後で自動通報制度というものを御説明しようと思っております。後ほど詳しく御説明いたしますが、現在東京消防庁がやっている制度でございまして、この制度によって早い通報につなげる1つの制度ということで御紹介させていただきます。

関澤 会長

その中で住警器の存在は前提となっているんですか。

事務局

住警器といいますか、火災安全システムというものがあるんですけども、火災感知器から 信号をうけたものが直接119番につながるという制度も1つあり、このあと御紹介する 予定でございます。

関 委員

油井委員、どうぞ。

油井 委員

はい。最初に聞いていたかもしれないんですけど、マンションの火災なのか、木造住宅とかを含めた数値なのか。私がいる江東区なんかはマンションがほとんどなんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局

はい、資料に示している住宅というのは一戸建ての住宅と、共同住宅の住戸部分も含めて 住宅火災と定義づけておりますので、マンションとかそういったところも含んでおります。

関澤 会長

共同住宅は規模によって従来は自動火災報知設備が共用部分についてて、かえって住戸

部分にはついていなかったりしたんですけども、いまは東京消防庁管内ではマンションも 住戸内も住警器設置になっている。

事務局

住警器は義務設置になっています。マンションの住戸部分は住警器が義務です。

関澤 会長

共用部分は自火報だよね。自動火災報知設備。

事務局

ですので、つながってはないです。自動火災報知設備は、その感知器がそのまま管理人室などに設置されている受信器につながっておりますけれども、住警器というのはご存じのとおり単体のものでございますので受信器には繋がってはいないです。

関澤 会長

よろしいでしょうか。それでは議事の2番目である、自動通報制度の現状と検討の方向性 について資料の説明をお願いいたします。

事務局

資料4をご覧ください。自動通報制度の現状と検討の方向性ということで御説明させていただきます。先ほど一部お話がでておりますが、東京消防庁では現在、自動通報制度というものを一つの制度として運用しております。自動通報制度というのはどのようなものかと、簡単に説明させていただきます。資料の一番上にも簡単に記載されていますが、そもそも自動通報制度というものは、簡単に言ってしまいますと、火災や救急事案、そういったものが発生した際、消防機関への通報を、機械などによる自動的に、もしくは第三者が現場を確認することなく119番通報を行うことを承認する制度となっております。つまり自動火災報知設備の感知器で受信した火災信号、救急であれば救急用のペンダントでそれがそのまま119番通報につながるといった制度でございます。制度と簡単に申し上げましたが、こちらの制度、なんでもかんでも無制限に使えるというものではございません。一定のルール、例えばこの制度はこうゆう建物であれば利用できますよとか、こういった使用者であれば利用できますよと、一定の条件のもと、承認を得て、今現在が使っていただいているものでございます。そちらの自動通報制度の根拠につきましては四角の中に囲ってございます火災予防条例第62条の2、こちら抜粋になりますが、こちらを根拠に現在運用しているような状況でございます。

では、具体的に通報制度とはどのようなものか、この後御説明させていただきます。資料4の真ん中に大きく表にわけて図が示してありますが、こちらを使って御説明をさせていただきます。こちらの表につきまして、自動通報制度と言いましたが、それぞれ種類といいますか区分がございます。まず見ていただきたいのは、一番上に黄色で書いてございます、一般住宅、共同住宅の住戸部分も含めますが、一般住宅用のもの。それと青い表示、一般住宅以外のもの。これは例えば、事務所ですとか旅館ですとか、消防法令上、いわゆる政令対

象物と呼ばれるようなものが対象としているものがございます。それとその下、救急と火災と書いてございますが、主に救急事案に関する自動通報制度と、火災に関する自動通報制度がございます。ただ、一般住宅以外の方につきましては、その性質上、火災による通報制度しか現在は制度としてございません。続きまして、左横をご覧ください。緑とオレンジの方で書いてございます、直接通報と即時代理通報というものがございます。直接通報につきましては、救急あるいは火災の中の絵を見ながら聞いていただきたいんですけども、実際の火災通報、救急であればペンダントを押すことによってされる通報が専用回線を使いまして、直接、東京消防庁にはいるもの、こちらを直接通報と呼んでおります。転じて下の即時代理通報の方を見ていただきますと、同じく最初の絵は同じような、例えばペンダントであれば押すことによって通報が行きますが、東京消防庁に直接入るのではなくて、登録事業者、主に民間事業者さん、警備会社などの受信センターを介して119番通報がされるというものでございます。いずれの直接通報、即時代理通報につきましても、単純にすぐ消防車、救急車だけが行くものではなく、それぞれ直接通報であれば協力員という方、あるいは、火災の方であれば住居管理協力者という方がそれぞれ駆けます。

また、即時代理通報であれば民間事業者の警備員さん、現場派遣員と呼んでいますが、こ ちらの方が駆けつけるというような制度になってございます。一般住宅以外につきまして も大体同じような形でございまして、直接通報につきましては建物に付いている自動火災 報知設備の感知器が作動することで自動的に直接当庁にはいってくるものが直接通報でご ざいます。また、その下の即時代理通報の方に書いてあるのは、同じく感知器が作動した時 には、いったん警備会社さんなどの受信センターに入りましてそれから119番が入って くる、主にこのような二パターンで区分がされてございます。その2パターンを順々に説明 してまいりますと、まず、左の一番上のところで、直接通報の救急のシステムを緊急通報シ ステムと呼んでございます。こちらにつきましては主に急病を対象としているもので、ご自 宅でペンダントあるいは専用の通報機を押していただくことで、119番が東京消防庁に 入りまして、電話などの確認をしながら、現場の協力員さんへ派遣要請しつつ、救急車が向 かうというのが緊急通報システムでございます。続きまして、その隣が火災になります。火 災安全システムにつきましては、住警器、住警器といいながら、単独のものでは無く、感知 器のようなものになります。それが作動することによって自動的に当庁に119番通報が 入ります。119番が入りますと、消防車が現場に向かうとともに必要に応じて居住管理協 力者が現場の方に向かうというものが火災安全システムになります。

転じて住宅部分の下段につきましては、緊急即時通報というのがございます。こちらについては同じく急病人が発生時に、ご自宅でペンダントを押していただくとその信号がまず警備会社の受信センターにまいります。受信センターから折り返し確認しながら、119番通報をし、救急車と現場の警備員さんが向かうもので、これが緊急即時通報となります。住宅の部分では緊急通報システム、火災安全システム、緊急即時通報、この3つが使われている制度になります。赤枠につきましては後ほど、御説明させていただきます。次に今回は、

住宅の防火対策推進協議会でございますので、あまり対象にはなりませんが、一般住宅以外ということでは、まず火災の方で有人直接通報、無人直接通報とこの2種類がございます。建物の種類によって若干制度が変わるものでございますが、概要としましては記載のとおり自動火災報知機の感知器が作動することによって火災通報装置から119番通報が自動的に当庁の指令室にはいりまして消防車が現場に向かうものが、有人直接通報、無人直接通報でございます。転じて、その下になります。即時通報につきましては、同じく自動火災報知設備の感知器が鳴動するといったん警備会社に信号がはいりまして、そのあと、現場駆付員が現場に駆けつけるとともに119番通報がされて消防が現場に向かうというシステムでございます。ですので、住宅部分について先ほど申し上げた三つに加えて、住宅以外で有人直接、無人直接、即時通報という三つ、計6個の自動通報制度が現状として、東京消防庁で運用しているものでございます。今御説明したのは、本当に簡単な説明でございます。参考資料で、先ほどお配りした冊子がございます。それが今御紹介した6つの制度を少し詳細に、利用対象者ですとか、利用建物が書いてございます。全部説明すると時間がなくなってしまいますので、後ほどご覧いただければと思います。ここまでが自動通報制度の現状ということで説明させていただきました。

続きまして、検討の方向性ということで赤い四角の中をご覧ください。今申し上げたとお り、一般住宅につきましては、緊急通報システム、火災安全システム、緊急即時通報と3つ の制度があると、説明させていただきましたが住宅防火推進協議会、住宅火災を提言すると いうところで、特に火災の部分をご議論いただきたいと思いますが、その中でご覧いただい たとおり即時代理通報の火災の部分については赤枠で示してございますが、現在の制度と してのここの部分は、整備がされておりません。一方で現状につきましては、赤枠内の記載 のとおり隣にあります緊急即時通報、これは救急事案に対応するものでございますが、こち らのオプションサービス、付加サービスとして、こちらのお宅に火災センサーを設置して、 このセンサーから火災信号を警備会社で受信した場合、原則として現場に駆付員が駆け付 けて、現場を確認していただいた後119番通報していただくというサービスが、現実のサ ービスとして行われているものがございます。また今年の3月からは、原則、現場の確認の あと119番通報をしていただいていると申し上げましたが、一定のルールで明らかにこ れは火災だと判断される場合、一定のルールのもと119番を事前にしていただいても結 構ですと、いうような運用も新たに始めています。ただいずれにしましても、ここの運用に つきましては現状このようなサービスがあるということで、制度化されているものではあ りません。また運用につきましてもそれぞれの民間の業者さんにまかせて運用しているよ うな現状でございます。このような現状を踏まえまして、ここの部分を含めた火災通報制度 の仕組みについて、いかにしたらよりよい制度になるかということを、この場で検討してい ただきたいのと、制度を構築する際についきましては、より多くの方に利用していただける よう、利便性を考慮しながら考えていきたいということで、こういったところで御意見をい ただければと思います。事務局の説明については以上となります。

関澤 会長

はい、ありがとうございました。

われわれの理解を助けるために説明をお願いしたいんですけども。今年度は単年度で提言 を出すということじゃなかったですか。

事務局

はい、単年度でございます。

関澤 会長

いつも、例年は2年かけてじっくり議論していますよね。今年度は3回くらい議論を重ねて提言を出すということで、例年と違って迅速な通報についてある程度具体的な提言を出すということですよね。そういうつもりで皆さんに説明いただけると助かるかなと。今御説明いただいたようにですね、資料4の火災の下にある赤い枠で囲ってあるところ、ここをなんとかしたいということでしょうか。

事務局

はい、具体的に言うと、ここの部分を制度化していくに当たってのご意見、あるいはそれ も踏まえて全体的な御意見もいただければ、可能な範囲で反映していきたいというのが事 務局の考えでございます。

関澤 会長

はい、そういうことでございますので、皆さんから御質問ございましたらお願いいたします。

市古 委員

まさにこの検討の方向性の2つ目に多くの方がという表現をされていますよね。現状このパンフレットで火災安全システムには条件がございますよね。65歳以上とか。これも多くの方がっていうことは、少し外してという意味合いに理解してよろしいでしょうか。

事務局

はい、まず、こちらの火災安全システムの御質問の方ですけども、東京都の補助金関係が絡んでおります。これは火災安全システムと緊急通報システムも同じように東京都の補助制度が絡んでいる事業になります。ですので、火災安全システムを、こちらの利用に該当する方々はこれをぜひ利用してくださいということは変わりません。ただ、市古委員がおっしゃるように条件をつけさせていただいているのが現状です。全てが東京消防庁にはいってきてしまうということで必要性のある方をしぼらせていただいているのが現状です。

関澤 会長

具体的にはどういう方ですか。高齢者でかつ、自力避難困難者とか。

事務局

6 5歳以上の方で、一人暮らしの方とか。そこの設定については実は区市によって違っている部分が若干あります。障害者の方につきましても障害の程度、また、東京都と区市も絡んでおりますので条件が若干違ってくるところもございます。

事務局

基本的には、今こちらで申し上げた65歳以上の方で、おおむね慢性的な疾患があるとか、 健康上問題のある方というのが大枠として利用者としての対象にはなっております。あと、 細かいところについては区市町村さんとで若干異なる部分はございますが、大枠としては そのような形となっております。

関澤 会長

ほかに。どうぞ。

細山 委員

この緊急通報システムなんですけども、消防庁方式と民間方式と区分けをしているんですけども、いずれも電話回線を使って利用するということで、消防庁方式ですとアナログ方式で動いているということになっていると思うんですよ。つい最近来たお客様で、割と最新式のデジタル回線でもない、新しい回線を設置されている方が申請に来られました。

事務局

I Pではなく。

細山 委員

何しろ、初めて聞くようなやつで、うちの方でも承認という形で出したんですけども、い ざ業者の方がはいったら、すぐできなかったので、お客さんの方も、もういいですなんてい うふうになってしまったんですけども。

上手く担当のほうでも答えられなかったという状況があったんですけども、対応できないような、通信システムみたいなものってあるんですかね。

事務局

電話回線が入力回線、電話回線でしたら、一般的な電話回線って言ったら変ですけども、 間違いないんですけども、今やはり色んなインターネット回線を介しての通報とかありま すので、やはりそちらに対応しきれてないというのが現状でございます。

小川 委員

実は私どもが緊急通報システムと火災安全システム、こちらの方の施工と保守を、各区市町村様からのご依頼で対応させていただいているのですけれども、今のお話で電話回線は原則アナログ回線というふうに指定されているのですけれども、IP回線のように違う回線についても、今は対応することが可能となっています。たしかに色々条件があったりとアナログ回線で使用している全て通報機能というのが100%使えるという保証は無く、一部機能を割愛せざるを得なくはなります。それでもよろしいんであればということでちゃんと承諾書をとったうえで利用することは可能となっております。先ほどのお話の中で、業者ができなかったと、おそらく我々なのかなと思うのですけれど、過去の例としてですが、集合住宅の場合で、電話回線が一か所にまとめられ、それがIP回線の場合、新たに通報システム利用者の方一個人のために、改造するということは困難であったというのが過去にあったという話を聞いております。そういった事態はないかなと思うのですが、1対1の戸

建て住宅の場合であれば、間違いなく対応はできるのかなと思います。それとあと1つ補足ですけども火災安全システムの直接通報の住戸内のセンサーですけども、これは住宅用の火災警報器です。ただし皆様の住宅についている火災警報器よりもちょっと1つ機能が付加されておりまして、通報機につなげる信号線、これを結ぶ端子が追加されてるという形で、実は家電製品屋さんで売っている住警器とはちょっと違うタイプ、ということで基本的にはメーカーから直接取り寄せるというようなものになっております。ただカテゴリーとしては住宅用の火災警報器に何ら変わりはないというものになっております。そこだけ補足をさせてください。

事務局

ありがとうございます。

関澤 会長

ほかに。いかがでしょうか。

土屋 委員

私、警備会社で常日頃業務として警備業を行っているんですが、住宅用の火災即時通報の場合ですけども、まずはお金がかかるということと、資料3の方で見ましたように覚知から3分から5分が一番死亡者が多い中、これの3分から5分の間に我々警備会社が現地を確認したうえで、119番、110番、を通報した場合 まず間に合わないのが現実でございます。そういうところにお金をかけて、機能させるかという話になると非常に難しいんという感じがいたします。

関 委員

それが今の制度なんですよね。ですから現地確認であるとか、その辺に条件をつけて、現地には向かってはいただきたい、ぼやだったり火災でなかった場合に、例えば窓ガラスを割った後どうしようかとかですね、そういうのがあるので現地には来て欲しいと、通報についてはある程度条件を緩くして、すぐ119番で教えてくれと、この辺のことが今回の課題ととらえていただければと思います。

油井 委員

いま、こちらの方からもあったんですけど、うちの方も職員に今回詳しく聞いてきたんですけども、IP電話とかそういった電話は基本的に無理っていうことで利用者さんにはお伝えしていて、実際にお家に入って設置しようとするとやっぱりだめでということなんですけども、だめでも区の負担が7000円くらいかかっちゃうということで、区としても行ってみないとわからないという状況なので、そこが消防庁型に関しては課題ってことになってまして、警備会社の方はそういったことがないので、どちらかというとそちらの方が利用者が増えているという現状があります。

関澤 会長

警備会社の方はそれが、アナログ、デジタルに係らず可能なんですか。

土屋 委員

一般的に事務所関係の方が圧倒的に多いです。住宅では、大型高層マンションは設置されているケースはありますが、戸建てはほとんど皆無です。

関澤 会長

そうなんですね。

土谷 委員

よっぽど有名人のお宅とか。

鈴木 委員

1つ良いですか。参考になるかわからないんですけど、ここのとこ板橋区では、高齢者が 迷子札をつける制度を作って、小さい札にその人の情報がはいってて、行き倒れした時には それを見るか、押すかすると、そこには全てのデータがはいってて処理できるということを 始めたんですけど。それをならうわけじゃないんですが、例えば火災についても高齢者に迷 子札などに連動してもいいし、つけて押せば関係のところにいくっていうくらいのことは してもいいかなと。高齢者というのはよくわからなくて、動いているところがありますので、 そういう迷子札じゃないけど、火災札みたいのが連動して押せば警備会社にいくとか通報 がいくという形があってもいいのかなと思いますけどね。若い人は別にして、高齢者という のは本当にわからなくてね、火を見てもどう動いていいかわかない、頭が真っ白になっちゃ ってわからないんですよね。

関澤 会長

緊急通報システムはね、それを兼ねてますよ。病気の時だけペンダントをしちゃいけないというわけではなくて、とにかくペンダントを押すと、東京消防庁の緊急通報システムの受信担当のところへいって、どうしたんですか、火事ですか、救急ですか、って両方聞きますよ。火事の時は、今私の目の前でちょっと火がでちゃってと、別に火災感知器が鳴っていなくてもOKです。

鈴木 委員

板橋では、ここのとこはじめたばかりなんですけど連動しているかどうか聞き漏らしちゃったんだけど。

関 委員

室内にいてつながれば、救急でも火事でも。

関澤 会長

ペンダント押すと、自動的に、室内では。

関 委員

そうそう、街を歩いている時は駄目なんですね。今のうちのシステムは。

関澤 会長

街を歩いている時はね、家の中にいる時の話。家の中にある電話に自動的に電波が飛んで、 コールしなくても東京消防庁にいく。

鈴木 委員

高齢者に行き渡ってないんですよ、板橋は。それは社会福祉協議会の話でしょうけど。

関澤 会長

それは給付事業だからじゃないですか。

磯谷 委員

東京消防庁にいくんですけども、ここの一番左の救急のところなんですけども、協力員の ところにかかってくるんですよ。協力員が行って確認する。本当に病気だったらお願いする という感じですよね。ただ火事の場合は協力員ってどうなんですかね。

事務局

火災安全システムの。原則としては、救急の方もそうなんですけども、ペンダントを押していただいて、呼び返しの結果、必要ないという場合は救急車が向かわないということもございますけども、押していただくと協力員さんの方にも当然ご連絡がいって、確認お願いしますというのを言いながら、救急車も原則としては向かわせております。なので、今おっしゃられた、協力員さんが駆けつけてやっぱ病気だったということで、もう一回お電話いただくことはないです。協力員さんと一緒に救急車も向かう、火災につきましても119番はいりましたら原則消防車はすぐ向います。必要に応じまして、その後に管理協力者の方も、これも受信センター方から、ここで火災がありましたので協力お願いしますということで、通報をして行っていただくという形になっております。

磯谷 委員

1つお伺いしたいのですが、救急車と消防車がセットで来るのは。

事務局

それはPA連携といいます。

関澤 会長

ちょっとね、議論の方向が、事務局がはっきり言わないものだから。私から。今回の内容は民間活用ね。警備保障会社さんの。誰でも入れるわけですよ、お金さえ払えばね。給付事業で予算に限りがあるというのとは違いますから、基本的に現状で行われているのは、先に警備保障会社さんが、火災の時でも現場確認して、火事かどうか確認したうえで、今は119番してくださいとなっているので、とりわけ火災による死者のことを考えると間に合わない、ということなので、ここでわいわい議論した結果、そんなんだったら直接する、現場確認をしないでもその状況判断で、警備保障会社の受信センターの人の判断で、もちろん現場確認はいかせるんだけど、そのまま119番してもらって、東消の方から赤いポンプ車を出すと、いうふうに変えてはどうかと。

関 委員

それと先ほど近所との付き合いが云々とあったように、上の2つ緊急通報システム、火災 安全システムは、このオレンジ色のお家が必要なんですね。要するに協力員であり、居住管 理協力者という。これが見つからないがゆえに、せっかくある緊急通報システムがお申し込 みできないとい方が今いらっしゃるんですよ。今、協力員は1人ですよね。

事務局

1人です。

関 委員

昔は二人必要だった。今は1人なんですけども、その協力員が確保できない、どうしても 友達がいない、近所の人もお願いできない、っていう状況があるので、これもある程度頭打 ち状態っていうこともあります。それと1番はじめに話したように、できるだけ早く行きた いという狙いがあります。今、民間活用ということが会長の方でも出ましたけど、丸い茶筒 も横から見たら四角いんで、我々は民活という発想は特にありません。それよりも、より早 く火災の現場へ消防隊を向かわせたいと。あえて民間のことで話をすれば、今までいろんな 承認の要件があった、この辺はあまり細かく言わないで、すぐはできないんですけどもそう いう事業者が手をあげれば、大いにやっていただきたい。優良な事業者は公表していっても いいだろうし、駄目なところがあれば逆にこちらから警告をしていく。そんなような形で、 民活というと、ちょっとね、我々は役所なので多少支障があるんですけども。ただ民間はそ のようにして我々としてはやっていただきたいという思いです。

鈴木 委員

それは民生委員にやってもらうのがいいんじゃないかな。

関澤 会長

なにをですか。協力者ですか。

鈴木 委員

そうです。

関 委員

すぐに行かなければならないし、お隣さんとか、その要件をかなえられる方を指定したいですけども、またそれがお願いするもの負担だっていう御本人もいらっしゃって躊躇される部分もあります。

関澤 会長

火災安全システム、今日のは下の方の段ということもあるんですけど、上の方の段の火災 安全システムの場合は必要に応じてって書いてあるので、ここは救急の場合と違って居住 管理協力者がいなくてもできるんじゃなかったのかな。

事務局

はい、ここのところですね、今年の3月に見直しをさせていただきまして、若干要件を緩和しております。ですので、かつてよりはここの必ずという部分は、若干弱めさせていただいておりますので利用しやすくなってきているというのが現状です。

関澤 会長

なぜかっていうと、近所の人に火を消しにいけっていうのは、そんな無理な要求できませんよ、普通。危険で、そこでもし怪我でも死んだりしたら防災保障もない。

事務局

そうですね。その要件の1つに、利用者以外はこちらの利用される方以外に、必ず連絡先がとれる方がいるという条件をつけさせていただいております。すぐに駆付けられなくても、少し離れたところにお子さんが住んでいるとか、連絡が取れる、今は携帯電話とかございますので、そういった携帯電話を教えていただくとか、そういった要件を加えさせていただいております。

磯谷 委員

その都度行ったら大変なことですもんね。

関澤 会長

認知症の方だったりするとね。一応、住警器が鳴った状態でつながるから、なんか変化はあるわけだよね。はい、時間もそろそろまいりました。御質問ありますでしょうか。はい、どうぞ。

細山 委員

部長がおっしゃられたとおりなんですけども、協力員を揃えられないんで、本当は消防庁 方式をやりたいんだけども、揃えられないから民間方式にするという方、私どもの窓口にい らっしゃいます。

関澤 会長

だからそこに道を開くということですよね。今回はね、どちらかというと。

尾作 委員

その見つけられないというのは、設置をしたい方が自分で、1人で見つけなきゃいけないってことですか。

関 委員

いや、民生委員の方とかで探していただいても、なかなか見つからないし。さっきも言ったように、お願いするのも躊躇する方っていらっしゃるんですよね。

尾作 委員

やっぱり1番近い方というのは、お隣、近所の方だと思うんですよ。で、近所付き合いがなくて不安だから、この制度を利用したいという方のために、役所の方や、消防署の方が同行して近所の方にお願いに上がるというのは不可能なんですか。

関 委員

そういうこともありますよね。

事務局

区市さんによっては、行政でやったり、民生児童委員さんがやっていただいたり、あるいは町会でやっていただいたり、いろんなやり方はあるんですけども、そういった手だてをもちろんやっていただいてるところもあります。それでも高齢で、なかなか近所付き合いができないですとか、あるいは高齢者同士で頼み合わないといけないということで躊躇する方がいるというのは聞いております。

関 委員

今、これが率的に高いのは、都内では奥多摩町なんです。奥多摩町は実は下のパターンができないんですね。いわゆる警備会社が近くにないので、下のパターンの選択が極めて難しい。あとは人口6,000人のコミュニティの強さっていうんですか。それの両方の理由で、奥多摩町はこの上のパターンでできているんです。かなり多くの方が。都内の方に入ると少ないのが現状です。

小川 委員

最後によろしいでしょうか。先ほどからの統計データの中で、65歳以上の方の死者の率が増えてきているという話があったかと思いますが、65歳といいましてもいろいろ年代が、かなり上の方から下までと色々あると思います。その中でも特に、何歳以上になると死者の率が極めて高いというのがもしもデータとしてとれるであれば、この火災安全システムとか緊急通報システムはあくまで65歳以上となっていますけども、例えば75歳以上になるときわめて死者の率が高いということであれば、75歳以上の方を各区市町村様の職員の方から優先的に取り入れるように積極的な対応をしていただけると、また死者数、死者率は下がっていくのではないかと思われます。加入したいとお手上げする方もいらっしゃいますけども、その辺は区市町村様のご担当者様の方から、特に危ないと感じた方にはお声掛けしていると聞いておりますので、年齢的な優先順位を目安にしていただけるとよろしいのではないかと少し感じました。

関澤 会長

ここで議論することに入るかわかりませんけども、80歳以上なんですよ。とりわけ65歳から75歳の団塊世代はね、全然元気なんですよ。だから最近のデータ5年以内を見てみると65歳から75歳くらいの火災の死者についてはほとんど変化していない。かつて、がんに75歳以上、とりわけ80歳以上はなりやすいと言われていて、このような80歳以上になるとお金ないんで、例えば警備保障会社のサービスシステムには自分からはいれない。そこにジレンマがあるんで。そういったところはどうするかってとこですよね。火災の場合ね、救急の場合もそうかもしれない。このスケジュールによると、今日全部議論しつくせないと思うんで、今後の予定も含めてそのほかについてお願いします。

事務局

長時間ありがとうございました。この後のスケジュールを資料1の黄色い枠の方で、御説明をさせていただきたいと思います。今後の予定につきましては、今回の協議会、全3回を予定しております。第2回につきましては12月の下旬を予定しております。今回、方向性として示していただいた中で第2回につきましてはもう少し具体的な赤枠のところの制度を踏まえまして、具体的な制度を事務局の方でご提案をさせていただきまして、それに対してまた御意見等をいただいていきたいと考えてございます。その後、第3回につきましては、2月下旬を予定しております。こちらで、具体的な制度を方向性として詰めていただくとともに、報告書のとりまとめという形で、非常にタイトな予定にはなってしまうんですが、こ

のようなスケジュールで進めさせていただきたいと思います。それと事務的なことで恐縮ですが、会場の方なんですが、今日、スクワール麹町をつかわせていただいておりますが、12月につきましては、会場の関係で場所が変わるかもしれません。またご連絡をさせていただきますので、会場だけお気を付けいただきたいと思います。事務局からは以上でございます。

関澤 会長

はい、ありがとうございました。ちょうど時間にもなりましたけど、続きは次回また議論 するということにさせていただきまして、それ以外で本日の議題に関して、一言意見、コメ ントありましたらどうぞ。よろしいですか。はい、ないようですので、議事の進行を事務局 にお返しいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。長時間にわたりご議論いただきありがとうございました。 関澤先生から最後にということがございましたが、この場に限らずお気づきの点などございましたら、事務局までご連絡をいただきたいと思います。今後の第2回に向けて参考の御意見とさせていただきたいと思います。長時間大変ありがとうございました。